

4月から

# 介護保険料を改定

しました



介護保険料は、3年ごとに直す介護保険事業計画によって、今後3年間の介護サービスに必要な費用の見込額で算定した基準額をもとに、皆さんの所得に応じて設定しています。平成17年度までは、合併前の旧市町の介護保険料をそのまま適用していましたが、今年度からは、統一した保険料となります。

市の試算では、これまでよりも要介護認定者数は30%、サービス利用者数は22%、介護サービス給付費は25・5%増加する見込みです。

今回の介護保険料の改訂は、こうした状況を踏まえ、今後とも制度の安定的な運営を図るために行ったものです。

被保険者の負担能力によって、きめ細かく対応できるように、下の表のとおり保険料段階の見直しも行いました。被保険者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

## 65歳以上の人の保険料の納め方

◎特別徴収：年金受給額が年額18万円以上の人は、年金の定期支払い(年6回)の際にあらかじめ介護保険料を差し引かさせていただきます。なお、65歳到達時は、一定期間納付書による納付が必要です。

◎普通徴収：年金受給額が年額18万円未満の人は、送付する納付書により介護保険料を個別に納めていただきます。普通徴収の場合は、口座振替が便利です。

### 注意

介護保険料を特別な理由もないのに納めないでいると、滞納していた期間に応じて保険給付が制限される場合があります。また、災害などの特別な事情で一時的に保険料が納められなくなった場合は、徴収猶予や減免が受けられる場合もあります。税務課市民税係(TEL 210204)までご相談ください。

従来

平成18年4月から

第5段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人
第4段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人
第3段階	本人が市民税非課税(世帯に課税の人がいる)
第2段階	世帯全員が市民税非課税
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税</li> <li>■ 生活保護の受給者等</li> </ul>

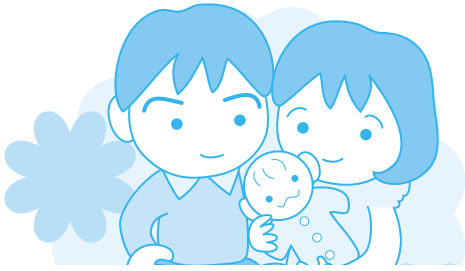
	保険料(年額)
新第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人 64,700
新第5段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人 54,000
新第4段階	本人が市民税非課税(世帯に課税の人がいる) 43,200
新第3段階	世帯全員が市民税非課税で新第2段階に該当しない人 32,400
新第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 21,600
新第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税</li> <li>■ 生活保護の受給者等</li> </ul> 21,600

低所得者の保険料を軽減するため、現行の第2段階を2つに区分します。

先月号でお知らせしたとおり、介護保険制度の改正により、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で生き生きと生活できるように支援する地域包括支援センターを設置しています。介護保険

や高齢者についての相談等は、同センターにご連絡ください。

■ 問い合わせ 高齢福祉課介護保険係(TEL 210299)、地域包括支援センター(TEL 210300)



# 児童手当が

# 拡充されます

児童手当法の改正により、平成18年4月から支給対象児童の年齢が、小学校第3学年修了前（9歳到達後最初の年度末）から小学校修了前（12歳到達後最初の年度末）までに拡大されました。

対象児童の保護者は、申請手続きが必要になります。受給資

扶養親族等の数	所得制限限度額	
	児童手当 (国民年金加入者)	特例給付 (国民年金加入者以外)
	所得額	所得額
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

格者の所得制限限度額が引き上げられましたので、これまで所得制限により手当を受けられなかった人も、新たに申請手続きをお願いします。

なお、平成18年9月30日までに手続きを行った場合は、4月分からの支給になりますが、手続きが10月以降になった場合は、手続きをされた月の翌月分からの支給になります。

児童手当は、資格があっても申請をしなければ、手当の支給が受けられません。対象になる人は必ず手続きを行ってください。

## 平成18年度に小学4年生になる児童の保護者は

特に手続きの必要はありませんが、平成18年3月以降に高梁市に転入された人は、『新規認定申請』が必要です。高梁市での支給は転入月の翌月分からになります。

## 平成18年度に小学5・6年生になる児童の保護者は

現在、高梁市で児童手当を受給中の人は、『額改定認定請求』が必要です。また、児童手当を受給されていない人は、『新規認定申請』が必要です。

## 所得制限額の引き上げにより支給対象となる人は

『新規認定申請』が必要です。新しい所得制限限度額は、表①のとおりです。

## ◆手続きの際に必要なもの

- 印鑑
- 金融機関(郵便局以外)の通帳(受給者名義のもの)の口座番号
- 年金手帳の記号番号(国民年金の人は不要)
- 健康保険証の写し(国民年金の人は不要)
- 平成17年度または平成18年度児童手当用所得証明書(平成17年1月1日または平成18年1月1日の住所が高梁市以外の人)

■ 問い合わせ 社会福祉課児童福祉係 (☎0264) または各地域局住民福祉課

## 市職員を募集します

### ◎募集職種と受験資格

◆ 看護師(若干名)：昭和51年4月2日以降に生まれた人で、看護師免許取得者。

試験日と会場：5月21日(日)、高梁市役所別館第1会議室(松原通2043)

試験の内容：教養試験、作文、適性検査、口述試験

### ◆受験申し込み受付期限と手続き

◆ 5月11日(木)までの土・日曜日、祝日を除き、8時30分から17時15分までに高梁市役所総務課職員係で受け付けます。郵送による申し込みも受理しますが、5月9日(火)の消印までを有効とし、それ以降のものは受理しません。

◆ 郵送で申し込みの場合は、受験票を送付するため、あて名を明記し80円切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

◆ 申込用紙は、高梁市役所総務部総務課職員係、各地域局住民福祉課総務係、国民健康保険成羽病院事務局、市内各地域市民センターで交付します。

### ■受付場所・問い合わせ

〒716-8501  
(住所不要) 高梁市役所総務課職員係(☎0205)